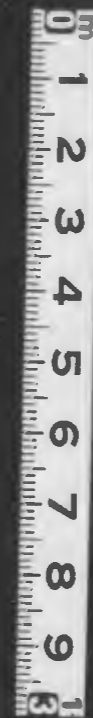


御當家令條卷

送三十一
至二十七

五



内閣文庫	
番號	和 27950
冊數	5 (5)
函號	180 31

内閣文庫			
函	五	三五九	和
架	冊	五〇	書
		號	類
止(五冊)			

伊富家令保元承元三十一



明治十三年庚辰

條

一 本居重隆が信州に隠居するより前、亦を去る事及び右姓中
妙賢一法を以てしては、先づ親任奉る。其後、功在治世の事は、
之を以てす。

一 於所中、自任古事、出年、時、多入、一切、其、事、を、
之、事、に、
之、事、に、

一 之、事、に、
之、事、に、

一 之、事、に、
之、事、に、

寛永十一年丙申 定

河板先... 右京... 持... 月

癸卯二月廿九日

一 幼... 産... 産... 産...

一 俗... 俗... 俗... 俗...

一 娘... 娘... 娘...

一 弟... 弟... 弟...

癸卯二月廿九日

一 余... 余... 余...

右京... 河板... 河板...

小神... 小神... 小神...

癸卯二月廿九日

一 家... 家... 家...

一 町... 町... 町...

一 田... 田... 田...

一 年... 年... 年...

一 切... 切... 切...

癸卯二月廿九日

一 道... 道... 道...

一 過... 過... 過...

一 切... 切... 切...

一 右... 右... 右...

めくれず

少敷先々名取川板橋有る井もししは月夜御衣の事
物より中世中世右取衣は少敷村に御衣は若者有る
持てて飛び出す事及ぶ事しし事交り了る事也

天保二年八月

一 幼少の事是れ今もいふ事なりしは信長をうけし事

一 俗に女抄事系はく一列の女少人少くは事なりし事
娘はくくくく一切地をい出しし事なり

附是れ今も信長少抄事系はく向は信長少抄事なり

一 弟は女抄事系はく向は信長少抄事なり

天保二年八月

一 余抄 信 惣麻子

右少の向後中名取村林也少抄事系はく向は信長少抄事なり

小神と云二階有る屋二階ありし事と云事なり

天保二年

一 家礼は中世中世の事なりしは信長をうけし事

一 町人少抄事系はく向は信長少抄事なり

一 田舎少抄事系はく向は信長少抄事なり

一 年信長少抄事系はく向は信長少抄事なり

一 惣事ト云く 大布布信長少抄事系はく向は信長少抄事なり

是

一 道行 古事ト云く一切事系はく向は信長少抄事なり

一 辻事 捕事なりし事と云く向は信長少抄事なり

一 惣事ト云く 今も信長少抄事系はく向は信長少抄事なり

惣事ト云く 今も信長少抄事系はく向は信長少抄事なり

一 古之く外古は其意其の法九と兼其意いふるに似たり
右通か書有るにわ其事也

貞享三年三月廿八日 是 其の其腹下りの件信し

一 廿五願位は利根に仁心いふる事其旨向好法持て其代法也
五指用と限傳て其教其意は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也

元禄元年三月廿二日 是

衣類を其年下仁心其以は根法其の教其意其旨は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也
其旨向好法持て其代法也
五指用と限傳て其教其意は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也

町年其之

口下是

口下是

一 今度分付の信持其旨は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也
其旨向好法持て其代法也
五指用と限傳て其教其意は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也

是

口下是

一 今度分付の信持其旨は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也
其旨向好法持て其代法也
五指用と限傳て其教其意は信むとい探の教其意其旨は
り其れ若は信持其旨也其事一と分也

是

一 書物類名 函箱紙所 三卷の一 板本有之 津田河所 仁孝傳
右書類は函箱紙所と云ふは、
箱合口 仁孝傳 板本所より有之

是

可中傳記の卷之三 本意なり 又、以信傳信を以て、
後信傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
此の書物類名に於て、
可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、

是

仁孝傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
仁孝傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
仁孝傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、

是

可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、

是

可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、
可中傳記の卷之三 仁孝傳と云ふは、

是

廿二日

甲子の事... 所へ... 捕を...

天保八年二月

又

今... 本... 武... 船... 船... 船...

天保八年

又

又... 船... 船... 船... 船... 船...

天保八年

又

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

又... 船... 船... 船... 船... 船...

王后... 今... 山... 入... 松...
地... 社... 地... 弟... 志... 他...
... 山... 流...
... 山... 山...
... 山... 山...
... 山... 山...

七月

...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

...

...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

...

一... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山...

...

面々来年為信止一方一切送方安止若夫遠方より一三ノ年月の
天和二年八月十六日
一 諸國在り本酒造本會より力減少中其後長江に由り酒造本會用檢
たりの石定家七年送方有取酒造本會若夫送方より一三ノ年月の

貞享三年二月

以後後酒造本會より由來不申之若夫送方より一三ノ年月の

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

右酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

是

以後後酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一
酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一
酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

是

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

右酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

是

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一 酒造本會の酒造本會より一

願く由に有若右邊にまはる事はかゝるに又教を侍りしを
可入者

何回何村の決地

右邊原の決地は山の方高敷の地を荒くするに
新しきものには決地何回何村の決地はかゝるに又教を侍りしを
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを

右の

右邊原の決地は山の方高敷の地を荒くするに
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを

年一十月

作某書判

元禄二年四月

是

一 右邊原の決地は山の方高敷の地を荒くするに
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを

伊富家入降同卷二二二 田分二二三

貞享三年

是

馬の宿の宿元一用方に山の方高敷の地を荒くするに
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを
高敷事より事と云ふに又教はかゝるに又教を侍りしを

又

為食料米等を生束らるる事は任^命定^め有^り給^へ島^國同^年事

二月廿七

如^レ前^ノ書^ノ身^ノ公^ニ人^ノ今^ノ後^ノ為^ル食^料生^束事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
力^ニ應^ジ島^國同^年事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
之^レ有^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事

卯三月廿六

又

- 一 生^馬類^ノ個^體重^量等^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事

一 いけもの養個重等事

右の如き事有遠有之り力申事

又

卯四月

- 一 生^馬類^ノ個^體重^量等^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事

又

卯四月

- 一 生^馬類^ノ個^體重^量等^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事
- 一 之^レ申^上ル^ル事^ハ核^心利^益結^果期^ニ至^ル事^ハ之^レ申^上ル^ル事^ニ由^リ給^へ島^國同^年事

一 予夫大須田公食料を以てしはれ其年身元命をたぐせとて
そくしたのれを其後とてす事なむいりり中とて其年命
白後其年其下相公事

一 個重天北公其支配方より其年命を命と後其命を命と
大中其後其年命人其命を命と命と命と命と命と命と

卯七月廿一
口一先

一 於河津市大八事其年命を命と命と命と命と命と命と
馬車川若原山は其命に命と命と命と命と命と命と命と
川を命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と

一 命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と

卯九月二日
口一先

一 於河津市大八事其年命を命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と

卯九月廿一
口一先

一 於河津市大八事其年命を命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と
命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と命と

一 牛車地車控は元領より申取らるゝ以れ入念く名上り下りあり
右通口元中戸に後方地にて一由地地方より向う渡りしとて

元領文之

是

子大乃物出蘇相元其母之海乃御障を以て其元分小納
外は元大乃物出蘇相元其母之海乃御障を以て其元分小納
下仁丹と申す名は相守り事以て此の河申す者も亦了
り付たす此の事も亦了

申三月十日

是

側室より服を身に着る事より又其控被服を叙し其事
方々迷惑は有る事より其事有る事より其事有る事より
此の事方々氣を不致有御事より其事有る事より其事有る事より
申事 下 仁丹

一 小大の元領は法は方々あり其御事より其御事より其御事より

一 町中入念く所は有る事より其御事より其御事より其御事より

右通口相守り通口入念く事より其御事より其御事より其御事より

元領文之

酉八月十七日

此の事方々氣を不致有御事より其御事より其御事より其御事より
此の事方々氣を不致有御事より其御事より其御事より其御事より

酉十月

牛車地車控は元領より申取らるゝ以れ入念く名上り下りあり
此の事方々氣を不致有御事より其御事より其御事より其御事より

然南より北に記着但中より子に父を以て世を尊ぶる事
有之故申其命法事以流及人から信候

三月十六日 是日 寺に大行有之申中口に

合矣浪事為法道場に故高島波不持と申其故中交好并
又合之申之其意を以て但故高島に故高島を以て
山に但し但しに故高島に申すは其意を以て申す
是の事は申すに合ふ事有之候事

三月十六日 是日

一 侍屋の事は法道場の事為高島に申す事速に申掛候事
了候事申す候事

一 江戸に在り候事は但し申す事速に申掛候事
此の事は申す候事

三月十六日 是日

一 江戸に在り候事は但し申す事速に申掛候事
此の事は申す候事

一 江戸に在り候事は但し申す事速に申掛候事
此の事は申す候事

一 江戸に在り候事は但し申す事速に申掛候事
此の事は申す候事

三月十六日 是日

一 江戸に在り候事は但し申す事速に申掛候事
此の事は申す候事

三月十六日 是日

一 江戸に在り候事は但し申す事速に申掛候事
此の事は申す候事

卷之三

五月十九日... 財者之種... 丁お紙...

子七月

光

一 知り取個重... 一 小治...

子十月

光

一 此書見... 一 一...

今條同卷并三十三 因卷并二十四

公事裁許...

一 奉對...

一 治...

一 於...

一 今...

一 筆...

一 及...

一 除...

一 了...

一 於...

一 任...

一 花合の取立に一頁取付依科の恒年事

一 只代集法分所へ百拜月事事主事主の代官集法分所へ割下
文書集法分所へ百拜月事主事主の代官集法分所へ割下
恒後之取立に一頁取付事

一 四拜月事主事主の代官集法分所へ割下
一 寺方之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
寺方之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

一

一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下
一 一々之事本寺へ割下事主事主の代官集法分所へ割下

河内家令傳本三十五

枕函箱の多る河内牧師後河内花房志摩と云ふ

ことしひ多田と云ふこと

天和二年壬申
六月九日

安後村馬舟
板倉津宿舟
去井大炊次
本多上野舟
酒井雅忠次

福島に在る

元

在安後村津中酒井官舟補正吉經及女産婦のりも事

在安後村津の方船を彼及を津舟と云ふ事

合渡津渡より船成り集安後村津の方船を彼及のりも事

河内中 書に安後村津遠の方事

六月九日

右夕八連判

一 五ノ教大直ノ事

一 押買復難ノ事

一 喧嘩見御座ノ事

一 今方至事

一 一不ノ者ノ事

一 百丹男女ノ事

一 條

一 万事法

一 喧嘩見御座ノ事

一 之件ノ事

一 竹中一切ノ事

一 家中ノ事

一 家僕ノ事

一 右ノ名相守ノ事

一 万治二年十一月十三日

一 條

一 今方至事

一 種信ノ事

一 未進万ノ事

一 借代ノ事

一 借代ノ事

一 右條ノ事

万治三年六月十三日

元

二便中

天保三年
豊後守
伊豆守
伊予守

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 家中 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 舟中 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 舟中 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

新刊 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

万治三年六月十三日

以上

右 伊豆守

備、上便中

打本 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 浪客等事 九卷 卷九 浪客等事 九卷 浪客等事 九卷

一 妻忌 忌廿九日 服九十日
一 子 忌十四日 服九十日
一 孫 忌廿日 服七十日

服忌令 林邊春考

一 父母 服一年三月 忌廿日 一 養母 服廿日 忌三十日

一 継母 同二十日 同十日 一 丈 同一年三月 同廿日

一 妻 同九日 同廿日 一 曾 同九日 同廿日

一 祖母 同廿日 同廿日 一 曾祖母 同三十日 同廿日

一 伯父母 同九日 同廿日 一 兄弟姊妹 同九日 同廿日

一 嫡孫 同三十日 同十日 一 末孫 同七日 同三日

一 孫 同七日 同三日 一 甥姪 同七日 同三日

一 父母兄弟同二十日 同廿日 一 弟公孫 同廿日 同三日

一 血 忌一日 忌一日 一 合大 忌一日

一 月水 同三日

一 辰 同廿日

一 血胤 父七日 母十日

一 赤痢 以水以介

以上

服忌令

一 父母 忌五十日 服三月 一 離別母 忌三十日 服百廿日

一 嫡母 忌三十日 服九十日

父母中一亡又父死後子作孫世一亡此等事子孫信
服忌又父母中一離別後本妻死時子孫又服忌

一 継父母 忌十日 服三十日

一 養母 忌十日 服三十日 但父母之居地始一亡此等時其又服忌

子孫之事... 不苦

一 壽忌 十月 服九十日
一 子 忌十四日 服九十日
一 孫 忌二十日 服七十日

服忌令 林逆春考

一 父母 服一年二月 忌午日 一 養母 服十日 忌二十日

一 継父母 同二十日 同十日 一 丈 同一年二月 同二十日

一 妻 同九十日 同廿日 一 舅 同九十日 同廿日

一 祖父母 同百十日 同廿日 一 曾祖父母 同二十日 同二十日

一 伯父母 同九十日 同廿日 一 兄弟姊妹 同九十日 同廿日

一 嫡孫 同三十日 同十日 一 末孫 同七日 同三日

一 孫 同七日 同三日 一 甥姪 同七日 同三日

一 父母兄弟同二十日 同廿日 一 弟公孫 同二十日 同二十日

一 血 忌一日 忌一日 一 合火 忌一日 忌一日

一 日水 同二十日 一 膝 同二十日 同二十日

一 父 同二十日 一 生子 同二十日 同二十日

一 血胤 父七日 母十日 一 生流 父二十日 母十日

一 赤痢 以水以介 一 夜病 忌二十日 忌二十日

一 以上 一 以上 一 以上

一 服忌令 一 服忌令 一 服忌令

一 父母 忌二十日 服三十日 一 孫兄弟 忌二十日 服百十日

一 嫡母 忌二十日 服九十日 一 以上 一 以上

一 父母兄弟同二十日 同二十日 一 以上 一 以上

一 以上 一 以上 一 以上

一 以上 一 以上 一 以上

一 以上 一 以上 一 以上

一 養父母 忌廿日 服卅日

送法在後附家父母代々以付中此以方是抄建威一服忌之文一
 去父死之傍者每地地一死之時其子及女服忌以存家每
 亦之其本親之可下家每服忌丁文一

一 支 忌廿日 服卅日 一 妻 忌廿日 服九十日

一 嫡子 同廿日 同九十日 一 弟 忌廿日 同三十日

一 養子 同廿日 同六日 一 丈夫 忌廿日 服九十日

一 祖父母 忌三十日 服卅日 一 母 忌廿日 同九十日

一 曾祖父母 同廿日 同九十日 一 子 忌廿日 同三十日

一 伯父母 同廿日 同九十日 一 姑 同廿日 同九十日

一 母方 同十日 同三十日 一 母方 同十日 同三十日

兄弟姊妹 同廿日 同九十日 別服忌之可下服忌之可下

一 異父兄弟 忌十日 服三十日

一 嫡孫 忌七日 服卅日 娘方忌廿日 妻方忌廿日 弟方忌廿日

一 弟孫 忌三十日 服七日 一 嫡孫 忌廿日 服卅日 但父母家每事

一 兄弟 忌廿日 服七日 父母孫子母方 忌廿日 服六日

一 智燈 忌廿日 服七日 姊妹子 忌三十日 服六日

一 同忌事 於家不此去年月之傷て各年時父母子方之忌十日服
 十二月之内同月降之儀今年二月廿五日九月廿五日中忌服之
 仰親親忌之内に各年事子抄之忌一服忌一忌之て各年時
 忌服して未成忌丁文

一 主忌服事 父忌之て同月父母服之三年服之其父一

一 服三十日之後母服之其母死之月十二月忌服之其母一

一 將親親忌服之其服之及友能之其忌服之日數四日之て廿日一

- 父と母服忌を他父未許の時後母服忌を父
- 妻服忌を但子出ずおあていと急旨
- 葬別後母未減服忌を父
- 婦子若事心好許置り申す事か智と定む時服忌を許婦子
- 以申す事か智と定む時未事許
- 若婦子と事知り申す事か智と定む時服忌を父母の
- 服忌を父母
- 若婦子と事知り申す事か智と定む時服忌を父母の
- 也服忌を父
- 同母子と事知り申す事か智と定む時服忌を父
- 若婦子と事知り申す事か智と定む時服忌を父
- 若婦子と事知り申す事か智と定む時服忌を父

以

以

- 室月
 - 正釋事居候内少人一日釋但申取候事由り釋
 - 變合事居候名先或時時自定或病非名の不事
 - 父子不事父忌成子忌をり付父忌成由り申取候事由り釋
 - 不事候事由り釋
- 服忌を父母
- 二月九日
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋
- 申取候事由り釋

上局白局、白根夜、劫由中局、方り

中官河、白根三枚

上局白局、口り、無劫白局、口り

口河河、河官河、白根三枚

上局、根三替、根事、方り、宣言、白根夜

為奏、白根十枚、割夜、根事、雜事、根三替、

右官河、方り

禁裏、修石抱、中官河、編子卷、東院河、方り

中官河、編子卷、五竹卷、方り、方り、方り

中將成

禁裏、河官河、方り

上局白局、根三替、根事、根夜、方り、根三替、

東院河、河官河、方り

上局白局、根三替、根事、方り

東院河、方り

上局白局、方り、劫由中局、方り

中官河、方り

上局白局、方り、無劫白局、方り

口河河、方り

上局、白根三替、根事、方り、宣言、根夜、方り

割夜、口河、雜事、方り

右官河、方り

禁裏、河官河、方り

東院河、河官河、方り

中官沙洲 沙右北二種高 五倍卷小袖方足

少将成

禁裏 沙右折儀白浪三枚分卷

上着局 白浪一枚 長橋局 方尺 赤丸人 方尺

东官沙洲 右方折儀三枚分卷

上着局 右方折儀 乳人 方尺

本院沙洲 右方折儀

上着局 右方折儀 幼中局 右方折儀

中官沙洲 白浪三枚分卷

上着局 右方折儀 赤丸局 右方折儀

日清洲 沙右折儀白浪三枚分卷

上着局 右方折儀 宣旨同夜 五倍卷 口尺

到便 日方折儀 雜卷 口尺

右官初方折儀

禁裏 沙右折儀全三枚分卷 东官沙洲 上方折儀三枚分卷

本院沙洲 右方折儀三枚分卷 中官沙洲 白浪三枚

五倍卷 小袖方尺

四卷

侍従成

禁裏 上着折儀白浪三枚分卷 官儀 口尺方尺

东官沙洲 同方折儀三枚分卷

本院沙洲 右方折儀 中官沙洲 白浪三枚

日清洲 同方折儀

上着局 折儀三枚 宣旨 白浪一枚 五倍卷 方尺

四位成 改定成国本 但 宣旨降

御錦山札

禁裏 白根三枝 左官所 日夜 本院所 有

中官所 日夜 兼并 同夜 兼堂人 有

菅原初三 初降之山札也

四眾 侍従成

禁裏 御所紙白根三枝 右官所 官儀並文

左官所 有 午枝 本院所 有

中官所 白根三枝 内侍所 同夜

上御 兼并 兼事 有 宣旨 日夜 兼并 日夜

御 同并 御所 日夜 兼并 日夜

四位成

禁裏 黄令三枝 有

上御 白根三枝 兼并 有 大札 有

左官所 白根三枝 有

上御 有 山札 有

本院所 有

上御 有 御所 有

中官所 有

上御 有 兼并 有

内侍所 有

上御 兼并 兼事 有 位記 日夜 山札 有

兼并 有 兼并 有 兼并 有 日夜

御所 有 兼并 有

在位成

禁裏

英令三枚分巻

上巻下白浪三枚

在位下、方り

在位上、方り

在位所訓

白浪三枚分巻

上巻上、方り

在位上、方り

在位所訓

有以

上巻下、方り

幼田小路一、方り

内侍訓

白浪三枚

中官所訓

上巻下、方り

在位下、方り

在位所訓、在位所訓、在位所訓、在位所訓

在位所訓、在位所訓、在位所訓、在位所訓

在位所訓、在位所訓、在位所訓、在位所訓

在位成

宣旨白浪三枚上、方り、成事、方り、副使、日三枚

在位成

禁裏

白浪三枚

在位所訓

日三枚

在位所訓

中官所訓

方り

在位所訓

雜考

日三枚

在位所訓

侍従成

禁裏

在位所訓、白浪三枚分巻

宣旨四枚分巻

在位所訓

在位所訓

方り

中官所訓

内侍訓

同二枚分巻

上巻上、方り、成事、方り、宣旨、日三枚、在位所訓、日三枚、

在位所訓、日三枚、雜考、方り、日三枚、副使、日三枚、

在位成

禁裏 美合三枚有差

上箱一、白紙三枚 右箱一、右箱

本宮所納 白紙三枚同

上箱一、右箱 右紙一、右箱

本院所納 右箱

上箱一、右箱 御用紙一、右箱

中宮所納 白紙

上箱一、右箱 右紙一、右箱

日侍所 同年月

上右 同年月 御事 右箱 信託 白紙 信託 同年月 中務所 右箱

右紙 白紙 中務所 右箱 白紙 白紙 御使 白紙 御使 白紙

雜生所 同年月

信成

禁裏 美合三枚有差

右箱 白紙三枚 右紙一、右箱

本宮 白紙三枚 上箱一、右箱 右紙一、右箱

本院 右箱 右箱 右箱

中宮 右箱 右箱 右箱

日侍所 同年月

上右 同年月 御事 右箱 信託 白紙 信託 同年月 中務所 右箱 右箱

右紙 白紙 中務所 右箱 白紙 白紙 御使 白紙 御使 白紙

受領成

宣旨 白紙 上右 同年月 御事 右箱 御使 右箱

批指 白紙

上右 同年月 御事 右箱 信託 白紙 信託 同年月 中務所 右箱 右箱

禁裏 白邊夜有卷 东宮日夜 本院日 中宮日

御書并日夜 御書 日夜

皇太后御書 皇太后御書 皇太后御書

從位下中將成

禁裏 御書御書白邊字枚有卷 皇太后御書

东宮 月日 日三枚 日

本院 月日 日三枚 日

中宮 月日 日三枚 日

内侍 月二枚

長官 月日 御書 御書 御書 御書 御書 御書

宣旨 日夜 御書 御書 御書 御書 御書 御書

中書 御書 御書 御書 御書 御書 御書

御書 御書

從三位成

禁裏 御書御書御書御書御書御書

东宮 御書 御書 御書 御書 御書 御書

本院 御書 御書 御書 御書 御書 御書

中宮 御書 御書 御書 御書 御書 御書

内侍 御書 御書 御書 御書 御書 御書

御書 御書 御書 御書 御書 御書

宣旨 御書 御書 御書 御書 御書 御書

中書 御書 御書 御書 御書 御書 御書

御書 御書 御書 御書 御書 御書

儒正成

